



小笠原ヨットース2019 裁量ペナルティ指針 (DPP)

- 1. 基本原則
- 1.1本裁量ペナルティ指針 (DPP)は、帆走指示書 (SI)の裁量ペナルティ (DP)の規定 に基づきプロテスト員会が、SIで指定した事項につき失格を含めた裁量ペナルティ適用するに あたり、プロテスト委員会の指針となるものです。
- 1.2本DPPは、小笠原ヨットレース2019における安全、インスペクションに関する規則に適用する 基本ペナルティを示すものです。
- 1.3プロテスト委員会は、複数のバンドが想定される場合は、本DPP1.5乃至1.7に沿い最適な バンドを決めます。
- 1.4裁量ペナルティ (DP)は、中間値を、基本値とする4種のバンドに区分します。

a.バンド1 0~4% (中間値2%)b.バンド2 4~6% (中間値5%)c.バンド3 6~10% (中間値8%)

d.バンド4 DSO

- 1.5プロテスト委員会は、次の問いに肯定する返答があった場合にペナルティの減を検討します。 a.違反は、偶発であったか?
 - b.その違反には、正当性又は合理的理由があったか?
 - c.その違反は、選手から報告されたものであったか?
 - d.乗員でない人物又は支援チームが、その違反に関与しなかったか?
- 1.6プロテスト委員会は、次の問いに肯定する返答があった場合にペナルティの増を検討します。
 - a.その違反は、一定の時間に反復継続して行われたか?
 - b.その違反は、判断ミスや注意不足ではなく故意の違反であったか?
 - c.その違反が、艇長の判断ミス又は注意不足の結果の場合に、合理的でなかったか?
 - d.その違反を隠蔽しようとしたか?
 - e.第三者がその事象に関与したか?
 - f.その違反が、選手、レース委員会、他の海上関係者の安全に危惧を与えたか?
 - g.その違反が、傷害、損傷の原因だったか? (自然海象や他の艇との関係は問いません)
- 1.7プロテスト委員会は、DPを増減すべき場合、その判断のためにあらゆる問いができます。 その問いは、その違反で競争的有利になったか?その違反は、スポーツや主催団体の評判を害する ものであったか?等その内容を問いません。
- 1.8プロテスト委員会が、その違反が故意であったと判断した場合には、RRS 2 の公平な帆走もしくはRRS69の重大な不正行為についての行為を思料します。

1.9算定とペナルティの適用

a.パーセンテージペナルティは、パーセンテージで算定し、算定数を艇の所要時間に加算します。 b.パーセンテージペナルティは、所要時間に秒単位に換算して計算されます。

c.DPは、リタイア、失格よりも艇の得点を悪くすることはありません。

d.DPは、当該裁量ペナルティを課した結果で、被課艇に対していかなる得も生じないものにします。

- 1.10プロテスト委員会からの文書による決定には、基本ペナルティからの増又は減、あるいは どちらに関してもその妥当性と適用ペナルティを記載します。
- 1.11本レースのプロテスト委員会は、ジャッジマニュアル2017のE10 に基づき例外的に、委員の一部 又は全員が物理的に一緒ではなく遠隔審問にて、適用DPを決定することがあります。

1.12 適用バンド対照表

S : 帆走指示書

0 : 小笠原レース2019特別規定

項目番号	対象事項	適用バンド
S 7	レース旗	1
S10	スタート	1
S11	フィニッシュ	1
S15	安全規定	2~4
S16	スタートしない場合、リタイアする場合の義務	1~2
S17	乗員の変更	1
S18	自動位置装置	2~3
S20	参加艇の広告	1
S22	支援艇	1
S23	ごみの処分	2~4
o1	装備	2~4
o2	無線	2~4

以上

2019年4月30日 プロテスト委員長 日下部 大蔵